平成31年度 社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会 事業計画書

平成31年度事業計画

〇 趣旨

2025年の団塊世代が後期高齢者を迎える事から、従来事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在に留まっていた「地域住民」を、連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけ、支えて側と受けて側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指し、社会福祉法を改正し、「わが事丸ごと地域共生社会」の構築を目指しています。

また、高齢社会対策大綱を閣議決定して、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会の実現や、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティーの創生、技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策の志向など、推進体制や数値目標を掲げ取り組みを進めています。

宮若市においては、すでに 65 歳以上の人口が 3 分の 1 を超え、人口の減少と世帯数の増加による高齢者の核家族がさらに進んでいます。それに対応すべく、30 年度に高齢者福祉計画を見直し、地域包括ケアシステムの深化・推進をめざして、地域包括支援センターの機能強化や、高齢者が自立した生活を継続できる地域づくりに向けて取り組みを進めるため、地域支援コーディネーターを配置し、多様な参加の場づくりと専門職の適切なアプローチによる予防を推進し、自立支援を促進する対策を進めています。

当社会福祉協議会では、配食サービスや高齢者居場所づくり事業などの介護予防事業を 市から受託し実施するとともに、地域住民を主体とした取り組みとして、福祉会の組織化 や福祉マップ等による見守り活動、いきいきサロンの開催など、地域包括ケアシステムに よるいつまでも元気に暮らせる地域づくりを進めています。

また、子育ての世帯を支援すべく子育て用品のリユース事業やチャイルドシートの貸出 事業、一時的な車イスの貸出、外出支援による福祉車両の貸出など、住民の皆さんの生活 ニーズに沿った事業を実施しています。

今、多様な価値観と人間関係の変化、核家族化と単親世帯の増加、働き方の変化、家族機能の変容、格差社会の拡大など、社会福祉を取り巻く課題は、多種多様に広がっています。そして、社会制度と個人との関係である社会関係が何等かの理由により成りたたなくなり、社会福祉への救いを求める人も多くなっています。そのような声に対応していくためには、あらゆる面での地域の取り組みと公的施策が一体となった福祉の取り組みが必要になっています。これまでの住民参加の取り組みを基盤に、行政、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体等との連携・協働を生かし、皆さんが抱える生活課題を発見し、相談・支援につなげる機能を強化しながら、その解決や予防に向けて、社会福祉協議会だからこそできるより効果のある事業を実施し、しあわせなまちづくりに努めます。

(1) 地域福祉の推進

○ 現状と課題

社会福祉法の改正により、これまで制度の補完的な役割とされていた地域住民による自主的な活動が、「地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民があらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定され、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える課題を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。」と規定されました。

社会福祉協議会では、従来より住民の抱える課題をいち早くキャッチし、関係機関につなぐとともに、地域による解決に向けての取り組みを進めるため、福祉委員の設置や自治会による福祉会の組織化など、セミナーや地域の座談会等を開催しながら取り組んできました。現在定期的な会合での情報交換や福祉マップの取り組みが進められるなど徐々に意識が高まっていますが、まだまだ全市的には広がっていません。

今年度も、引き続きセミナーなど学習する機会を設けるともに、地域での座談会を 積み重ねながら課題意識を高め、理解を広げるとともに、出来る事からまず取り組み を進められるような支援を行い、地域福祉の取り組みを進めていきます。

○ 事業趣旨

地域の生活課題をいち早くキャッチし、我が事と受け止め、関係機関と協働しながら解決に向けて取り組むには、「困った、助けて」が言える関係づくりと、そのサインを見逃さず、丸ごと受け止め、解決に向けて取り組んでいくための仕組みづくりが必要である。

そこで、引き続き福祉委員の設置推進や地域の福祉関係者を対象としたセミナー、 小地域での座談会等を通じて認識と理解を広げ、各地域の現状に応じた地域福祉活動 をすすめる。

また、災害にも強い地域づくりを進めるため、ふれあい台帳や福祉マップの取り組みを進め、日頃からの支援体制を構築するとともに、関係機関との協働による丸ごと解決できるような仕組みづくりに取り組み、地域の福祉力を高める。

福祉座談会の開催	地域の福祉課題を認識し、主体的な取り組みの必要性について理解を深めていただくために、校区や自治会での座談会を開催する。 また、取り組みを始めたところについては、活動が軌道に乗るまで、引き続き地域に出向き、より効果的な活動ができるよう支援する。
福祉会、福祉委員の設置推進研修会の開催	地域の見守りネットワークの構築や相互支援、サロン活動など新たな絆作りを進めるために、福祉委員の設置や福祉会の組織化を進めていく。 また、すでに取り組んでいる地域においては、ふれあい台帳の整備や福祉マップの作製などを呼びかけ、 災害時にも強い地域づくりを提案し、活動の質を高めていく。
地域歳末・年始事業の推進	歳末たすけあい募金を財源として、地域で行われる 年末・年始の助け合い活動を推進し、地域の絆づくり を進める。

(2) ボランティア活動の推進

〇 現状と課題

相次ぐ自然災害において、各地に災害ボランティアセンターが設置されて、全国各地から多くのボランティアが駆け付け、復興の一躍を担っています。

また、来年開催される東京オリンピックでは、予想を上回るボランティアの応募があり、もはやボランティア活動はある一部の市民の参加ではなく、年齢を問わず幅広い年齢層の方が参加し、自己実現と社会貢献の場として活用されています。

このように、継続的ではなくいわゆるイベント型の活動には、多くの方が参加していますが、全国的に福祉活動など継続して続ける活動については、年齢が高齢化し、減少傾向にあります

宮若市においては、ボランティア活動センターに 700 名を超える人がボランティア登録をし、高齢者・障がい者・児童福祉や施設支援、環境美化、防災など様々な活動を行っています。

しかし、ボランティアの平均年齢は年々高齢化し、若い人の登録が少ないなど課題も多く、活動範囲においても全市的な活動が主で、小地域に根差したいわゆるかゆい所に手が届くような活動が少ないなど、地域に密着した活動をどう育てていくかが課題です。

一億総活躍社会への取り組みが進む中、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々もみんなが包摂され活躍できる社会と、一人ひとりが個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会づくりが望まれています。

今後も、市民のボランティア意識を高め、あらゆる面での活動シーンを広げるとと もに、市民が主体的に参加できるまちづくりを進めていきます。

○ 事業趣旨

市民のボランティア意識を高め、活動を広げていくために、広報、ホームページ、フェイスブックなどのメディアを利用したボランティアの活動紹介や、必要とするボランティアの募集、そのための養成講座の開催などを行い、啓発と参加を促す。

また、小地域の活動を広げるため、地域の個々のニーズに即したボランティアを養成するための講座やそのための組織化を図り、日常生活の中で、「困った、助けて」を受け入れ、それに対応できるような仕組みづくりに取り組む。

ボランティア コーディネートの充実	ボランティアをしたいという思いや、ボランティアに来てほしいという要望など、幅広く情報を収集し、より多くの活動メニューや活動の場を設け、コーディネートすることにより、互いに支え合うまちづくりを進める。
ボランティア講座の開催	ボランティア活動を始めるきっかけとしての講座や、既存の活動の意識と活動の質を高めるためにスキルアップ講座を行う。
手話サロンの開催	聞こえない皆さんの文化を理解し、交流と社会参加を進めるため、気軽に簡単な会話程度の手話を学ぶ手話サロンを手話の会の協力を得て開催し、地域で活動するボランティアを養成する。

ボランティア活動の支援	市内で活動する団体・個人でまだ登録されていない 人や、これからボランティア活動をしたい人のセンタ 一への登録を進めるとともに、活動を支援する。 また、活動に当たっての課題や問題点などを整理し て、その解決に向けて個別に支援しながら活動の活性 化と拡充を図る。
ボランティア活動の広報・啓発 活動の充実	広報・ホームページ、フェイスブック等で、ボランティア活動の紹介やニーズの掲示を行い、ボランティア活動の充実を図る。
ボランティア保険の加入推進	安心してボランティア活動を行っていただくため 保険の加入推進を図る。

(3) 相談機能の充実

○ 現状と課題

高齢化や家族機能の変化、貧富の拡大など社会が変容している中、日々の暮らしを続ける中で、何らかの要因により課題を抱えている方もあります。そして、どこにどう相談したらいいのかわからなくなり、そのまま抱え込んで重篤な状況になり、その時になって「困った、助けて」を発信し、福祉への救いを求める人もあります。

社会福祉協議会では、いち早くそのような方の相談に乗り、対応するサービスの提供や紹介、そして相談内容を関係機関につないで一緒に生活の立て直しを支援するなどコーディネートをしていく役割があります。

現在、生活不安等に対する日常的な相談は、職員が常時受付し対応しています。また、法律に絡む問題については、月1回弁護士による無料法律相談で対応しています。その他、生活福祉資金の貸付、フードバンクの他、判断能力が低下した人に対し自立に向けた支援を行う日常生活自立支援などのサービスを提供し、生活の自立に向けて取り組んでいます。

しかしながら、重篤な課題を抱えていても、相談に行くのをためらうなど、窓口まで来られない潜在的なニーズは多いと考えられ、そのような方にどう対応していくのかという課題もあります。

また、相談後のフォローについても、社協の行う事業だけで生活課題のすべてに対応することは困難であり、行政や専門機関、地域との継続した連携が不可欠になっています。

○ 事業趣旨

日々の生活を続ける中で、生活福祉の課題は、重篤状況になると本人・家族の生命・生活に直結し、社会との関係さえも欠損することもあることから、関係機関と連携しながら、早期に柔軟な姿勢で対応できる総合相談窓口としての役割を充実させる。

また。潜在的なニーズに対しては、民生委員、福祉委員、地域福祉会等に協力を求め地域のネットワークを生かしながら「困った、助けての」の声をいち早くキャッチし、地域で対応できない課題については、「社協に相談すれば何らかの糸口が見つかる」というような、気軽に相談できる場所としての周知を図る。

相談内容によっては、対応する施策が無い、あるいは対応できない場合など、解決の糸口が見つからないような困難な課題に対し、サービスの検討や既存の施策の柔軟な対応について市・関係機関と協議し、その後のフォローも含めて連携しながら継続して支援を行い、生活の自立に向けて取り組む。

○ 事業

心配ごと相談・弁護士無料法律 相談の実施	月1回弁護士による無料法律相談を実施する。 また、住民の皆さんの生活不安に対する総合相談を常時 受け付け、関係機関と連携し解決に向けて取り組む。
生活福祉資金貸付事業の受付	県社協から事務委託を受けている生活福祉資金貸付事業について、利用者の意向を聞き的確な受付と申請手続きを支援し、関係機関と連携しながら自立に向けての相談・援助をする。
日常生活自立支援事業の実施	基幹社協(直方市)から委嘱を受け実施している日 常生活自立支援事業について、関係機関の協力を得 ながら実施する。
フードバンクの運営	商店・事業所・ボランティア等から食糧品を寄贈していただいて今日・明日の食べるものにも窮している世帯へ配布するフードバンクを運営し、市の生活困窮者支援窓口と連携して、生活の安全を確保する。

(4) 高齢者の支援

○ 現状と課題

2025年に戦後のベビーブームに生まれた団塊世代が後期高齢者になる事を踏まえ、地域包括ケアの進化・深化を掲げた「わが事まるごと地域共生」の構築やエイジレス社会を目指した高齢者対策大綱を策定し、住み慣れた地域での生活維持を基盤とする社会づくりを目指し、高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作ることを目標に掲げています。

宮若市においては、昨年2月に高齢者福祉計画を見直し、自立生活支援の充実や生きがいづくり・社会参加の機会の充実、安全・安心な生活環境の充実を基本目標に掲げ、地域包括システムの深化・推進として地域包括支援センターの機能強化や高齢者が自立した生活を継続できる地域づくりなど、元気に、いきいきと、共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

社会福祉協議会では、市より介護予防事業として、高齢者居場所づくり事業と配食サービスを受託し、旧宮田地区での「あったかサロン」の開催など事業の拡充に努めています。また、自治会による介護予防を目的とした「いきいきサロン」の開催が徐々に広がり、高齢者の安否確認のための取り組みなど地域による主体的な取り組みが徐々に広がっています。

しかしながら、高齢者の高年齢化と高齢者のみの核家族化により、健康維持や介護 予防、孤立や孤独に対する取り組み、買い物や医療機関への交通機関の確保、認知症 への対策など課題も多く、その取り組みが急がれています。

今後もセミナーや座談会等により現状を理解していただき、「困った」が言える地域づくりとそれに対する取り組みを進めるとともに、地域と市・関係機関との協働により、安心して豊かな暮らしができる地域づくりに向けて取り組みを進めていく必要があります。

高齢になっても、いつまでも元気に生き生きと暮らせるために、介護予防や閉じこもりを防ぐ取り組み、自治会によるいきいきサロンや見守りネットワークの構築の支援、ボランティアによるふれあい電話、老人クラブによるふれあい訪問員活動など、相互支援の輪を広げ、行政や関係機関と連携しながら、互いに「困った」が言えて、それに対し柔軟な対応ができるようなやさしいまちづくりを進める。

○ 事業

サロン活動の推進	高齢者の閉じこもり防止と介護予防を進めるため、 自治会単位の高齢者サロン活動を推進する。 また、サロンを活性化していくための研修会や、他 の自治会へも開催を呼びかけていく。
ふれあい交流会の開催	高齢者の引きこもりを防ぎ、介護予防と社会参加を 進めるため、ふれあい交流会を開催する。
ふれあい電話の実施	一人暮らしの高齢者宅に電話による訪問を行い、話し相手をすることで安否確認を行う。 また、ボランティアによるお誕生日カードや年賀状の送付など利用者との交流を図りながら、ニーズにあったサービスを展開していく。
老人クラブの活動支援	高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくために、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら、住みよい地域づくりを進めている老人クラブの活動を支援する。

(5) 障がいを抱えている人への支援

○ 現状と課題

障がい者の権利条約の批准後の初めての計画として、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念とした、障害者基本計画(第4次)が策定されました。

そしてこの計画に沿って宮若市においても、障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、「障がいのある人もない人も、安心して暮らせる共生社会の実現」を目指すことを基本理念として、第3次障がい者計画が策定されています。

社会福祉協議会では、これまで障がいを抱える皆さんの社会参加と自立をめざし、移動手段としてのリフトカーの貸出や、社会参加と交流の場としての障がい者サロンの開催、働く場として障がい者団体に委託しての「アンテナショップ 共に」の開設など取り組みを進めています。また、各団体においても作業所の運営や研修会の開催、バスハイクなどのレクリエーションの開催など独自の取り組みを進め、それを支援しています。このように、2020年の東京パラリンピックを契機として、あらゆる場面でのアクセシビリティ向上も視点に取り入れて、多様な施策が進められていますが、地域では、まだまだソフト・ハード面ともに多くのバリアが存在し、共生社会の実現に至っていません。

今後も、引き続いて障がいに対する理解を広めながら、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、取り組みを進めていくことが求められています。

共生社会の実現をめざし、多くの市民に理解と認識を求めながら、社会的バリアの除去に取りくみ、障がいの有無に関わりなく、互いの人格と権利を尊重し合い、安心して暮らせるまちづくりを進める。

また、障がい者団体とともに、障がいを抱えた皆さんのニーズを探り、市・関係機関・団体と協力して、そのニーズに適した事業展開をすることで、障がいを抱える人の社会参加を進めて行く。

○ 事業

J + 7K	
	リフトカーなど福祉自動車を活用し、市民に貸出
	をすることで、外出支援をする。
移送支援事業	また、運転ボランティアの登録を進め、障がいを
	抱えた皆さんが気軽に外出できるような事業展開を
	行う。
 障がい者サロンの開催	障がいを抱えた皆さんが気軽に参加でき、交流で
	きる場として、ボランティア等の支援により社会福
	祉センターで定期的に障がい者サロンを開催する。
ふれあいの集いの開催	障がい者週間(12月3日~9日)の啓発行事として
	障がいの有無に関わることなく相互の交流と理解を
	広げるため、講演と展示等を主とした「ふれあいの
	つどい」を開催する。
障がい者団体への支援と連携	障がいを抱えている人のニーズにあった事業展開
	を進めるため、団体の活動を支援し、連携して、雇
	用創出の場の提供など、社会参加を進める。

(6) 子育ての支援

〇 現状と課題

子どもが権利の主体であることを明確にした平成 28 年の児童福祉法改正の理念を 具体化すべく「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。そして、市町 村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実や、代替養育の全ての 段階において子どものニーズに合った養育を保障していくことを骨格として、家庭養 育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していく事が求められています。

宮若市においても福祉法の改正に伴い、宮若市子ども・子育て支援事業計画「次世代育成行動計画分」を見直し、事業の拡大など取り組みを進めています。

社会福祉協議会においては、子育て世帯を支援するため、チャイルドシートの貸出やリユースセンターの設置、子育て家族の交流会など取り組みを進めています。また、新制度による学童保育所の設備運営の基準並びに指針に沿って事業所指定を受け、市内5ヶ所8クラスで全学年を対象として学童保育所を運営し、指導員も放課後児童支援員認定資格を取得して、自宅に帰るまでの第2のお家として安心して過ごせる環境を提供しています。

今後も市・関係機関・団体・地域と連携しながら、新制度が目指す必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を、子育て家族の皆さんの意見を聴きながら、取り組みを進めて行く事が必要です。

一人ひとりの子どもたちの豊かな成長をめざし、関係機関・団体と共働しながら、子どもたちの最善の利益が実現されるまちづくりを進めるため、乳幼児期における子育て世帯の交流の場の提供や団体の支援、子育て用品のリユース、チャイルドシートの貸出など、子育て世代を支援する。

また、社協と地域とのネットワークを生かして、子どもたちの貧困や虐待、支援を 必要とする世帯を早期に発見し支援していくために、福祉関係者との協働により、地 域での支援体制を進める。

学童保育については、今後もよりよい環境を提供し、保護者と連携による協力体制と指導員の研修を充実させ、保育全体の向上を図り、保護者も子どもたちも安心して過ごせる学童保育の運営に努める。

○ 事業

子育て交流スペース設置、交流 会の開催	子育ての仲間づくりを進めるため、開放型の交流スペースの提供や親子で交流するイベントの開催等、関係団体の協力を得ながら、取り組みを進める。
子育てサークルの支援	子育て団体の活動状況を把握し、必要な支援を行 う。また、単体で出来ない事業については、協働して 行う。
子育て用品リユース事業の実 施	子育て用品について、必要がなくなった人が必要な 人に譲るリユース事業を実施し、省資源化と経済的負 担の軽減を図る。
チャイルドシート貸出事業の 実施	乳幼児の安全と子育て世帯の負担軽減を図るため チャイルドシートの貸出を実施する。
学童保育所の運営	より適した学童保育を提供するため、指導員の研修体制を充実させるとともに、保護者との協力体制作りを進め、よりよい運営に努める。また、保育環境の向上に向けて、市と協議していく。

(7) 福祉教育の推進

○ 現状と課題

地域福祉を推進するには、その方策の一つとして、年齢に関らずそれぞれのライフステージに合わせた学習活動や社会参加活動を通じての福祉教育は、大切な要素になります。そして、心の豊かさや生きがいの充足の機会などを求めて、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう多様な学習機会の提供を図り、その成果の適切な評価の促進や地域活動の場での活用を図る事が、地域の福祉力を高めることに繋がってきます。

社会福祉協議会では、子どもたちを対象としたボランティアスクールや福祉協力校による福祉活動、地域の福祉関係者を対象とした地域福祉セミナー、一般住民を対象とした地域福祉ゼミナールなど、幅広い年齢層であらゆる機会を通じて、福祉教育を推進しています。

今後も多くの福祉の心を育て、地域のきめ細かな取り組みへとつなげて行くために、より効果的な学習の機会を提供しながら、「だれに・なにを・どのように伝えるのか」を十分吟味し、そして「どのように伝わった」を検証しながら、次の取り組みにつなげてくことが大切です。

市民の福祉力を高めるために、子どもたちから高齢者まで、多種多様な機会を通じて、それぞれのライフステージに合わせた福祉教育が必要である。そこで、身近な課題を取り上げた地域福祉セミナーやゼミナール、対象者の活動シーンに応じた講座などを開催し、理解と認識を深めていただき、地域での活動に活かしていく。

子どもたちについては、教育委員会・学校等とも連携し、子どもの頃から福祉の心を育てるため、学習支援や情報提供、必要な機材の貸出、講師の紹介などにより福祉教育を支援する。そして、各学校間の温度差をなくしていくためには、研修会や情報交換を主とした連絡会等を開催し、質の向上と均一化を図る。

○ 事業

地域福祉ゼミナールの開催	福祉の心を育て、市民の福祉力の向上を目指して、 地域の課題に適したテーマを設定し、講座を開催す る。
地域福祉セミナーの開催	支え合う福祉コミュニティの構築をめざし、福祉関係者を対象に、身近な課題を取りあげ、それについて 学んでいただくためにセミナーを開催する。
ボランティアスクールの開催	夏休み期間中に小学生を対象とし、体験を中心とした講座を開催する。
社会福祉協力校指定事業	各学校の福祉への取り組みを支援するため福祉協力校を指定し、その内容についても学校とも協議しながらより充実した福祉学習を行う。 また、連絡会や学習会を行い、取り組みの均一化を目指す。
福祉教育の支援	地域住民への福祉教育を進めるため、自治会や小学校区単位での学習会等を支援する。 また、学校における福祉教育を推進するため、福祉機材の貸出や講師紹介などを行う。
福祉教育教材「ともに生きる」	福岡県社会福祉協議会が発効する福祉教育教材「と もに生きる」を各学校に配布し、福祉教育の教材とし て活用していただく。

(8) 在宅福祉の支援

〇 現状と課題

段階世帯の方たちが後期高齢者になる 2025 年に向けて、地域包括ケアシステムの取り組みとして、介護予防に重点を置いた介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みが進められています。中でも今までの要支援、特定高齢者の方たちに提供していたサービスを再編し、多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指し、デイサービスや生きがい活動事業の見直し、地域活動支援員の配置、介護支援ボランティア登録制度など新たな取り組みも進められています。

社会福祉協議会においては、市から受託する配食サービスや高齢者居場所事業「あったかサロン」、その他寝具洗濯サービスや一時的に必要な方への車イスの貸し出しなどにより在宅福祉を支援しています。特に「あったかサロン」については、宮田地区へ広げるべく、笠松・西部地区につづいて今年度から東部地区の一部で新たに開催

することとし、順次地区を広げていくことにしています。

包括的な地域ケアシステムにおけるわが事丸ごと地域共生社会づくりにおいては、育児、介護、障がい、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを対応するため、縦割りの垣根を越えた他機関協働により、住み慣れた地域で多様なサービスを利用しながら今の生活を維持していく仕組みづくりが求められています。今後も柔軟な発想により、多様なニーズに対応する制度の隙間を埋めるようなサービスの開発と提供していくために、地域の関係者に理解と協力を求め、協働しながらより充実したサービスを提供する。

○ 事業趣旨

市からの受託事業の実施や介護予防を目的とした事業を実施し、在宅福祉の充実に努める。また、地域と連携した制度の隙間を埋めるようなサービスの開発・提供をしていくために、

ず 木	
配食サービス事業の実施	市から受託による配食サービスを実施し、食の自立と民生委員等関係機関と連携した安否の確認を図る。サービスの実施については、利用者本位のサービスの実施を心がけると共に、関係機関と情報を共有し、いち早く対応できるようなシステムを構築し、より安心できるサービスを提供していく。
高齢者居場所づくり事業の実施	市から受託し、「高齢者居場所づくり事業」として ブロック単位での「あったかサロン」の運営を行い、 順次旧宮田地区へも広げていく。内容については、 ボランティアの協力により、介護予防を基本として、 花見や紅葉狩りなどのバスハイクも取り入れ、利用 者の希望に沿った運営を行う。 また、自治会単位での高齢者サロン活動を普及さ せるため、指導員を派遣し、その基盤作りなど積極 的に支援を行う。
寝具洗濯サービスの実施	介護が必要な方を対象に、寝具の洗濯サービスを 実施する。
車イスの貸出	一時的に必要な人を対象に、車イスを貸し出す。 また、介護保険認定者や身障手帳所持者など他の制 度で対応可能な人には、その説明をし、より適した 利用ができるよう支援する。

(9) 広報・啓発活動の充実

○ 現状と課題

地域の福祉力を高めていくには、住民の皆さんへの幅広い福祉情報の提供と、福祉に対する理解・認識を深めていくための啓発活動は、とても重要な活動になります。現在2ヶ月1回、社会福祉協議会の活動情報を掲載した広報「ほっと」の発行や、インターネットを活用してホームページを開設し、より見やすい内容で義務化されている法人の情報公開と適格な情報提供、各種申請書のダウンロードなど啓発と利便性を図っています。また、フェイスブックを開設して随時更新し、事業の紹介などよりタイムリーな情報を提供しています。その他、老人クラブ連合会や子育てグループでは独自に会報を発会しており、情報を提供しています。

ふくしイベントとしては、ふるさとまつりで共同募金コーナーを設置し、役員やボランティア団体に協力していただき、募金活動を行っています。ふくしまつり等の独自イベントについては、関係団体との連携を深める必要があることから、市全体の福祉イベントとして、施設・団体等の協働による開催の方が望ましい事から、今後段階的に計画し、進めて行く事が必要です。

市民に幅広く社協の事業と生活福祉について情報を伝達し、啓発しながら住民主体による取り組みを促していくために、今後も多種・多様な手段と方法により、より充実した取り組みが必要です。

○ 事業趣旨

広報、ホームページ、フェイスブック等により、市民の皆さんへ幅広い福祉の情報を伝え、住民参加を促していく。特にホームページでは、法改正によりインターネットを通じた情報公開を行うとともに、より魅力的で見やすくわかりやすい内容の掲載に努める。

イベントについては、市のイベント等で募金活動も含めた啓発コーナーを設置する。また、施設・団体等関係機関との協議を進め、ふくしまつり等の独自イベントについて具体的に検討し、段階的に開催に向けて準備する。

広報の発行	市民の声や福祉情報、行事のお知らせなど福祉の情報紙として「ほっと」を2ヶ月に1回発行する。
福祉イベントの開催	市のイベント等で、共同募金等の啓発コーナーを 設置し、呼びかけていく。また、独自イベントにつ いて、施設団体等と検討していく。
ホームページ、フェイスブック の開設	行事のお知らせや事業の報告、情報公開など、適時掲載し、情報提供と啓発媒体としてホームページとフェイスブックを開設し、こまめな更新をしながら魅力的な内容で、より多くの人に情報を伝える。

(10) 指定管理者制度による社会福祉センターの運営

〇 現状と課題

福利厚生の一環として、市民の憩いの場として利用されている社会福祉センターは、古くから所田の湯として親しまれ、多くの来場者を迎えています。また、福祉活動の拠点として、ボランティア・子育て・障がい者団体等多くの福祉関係者が利用しています。また、障がい者サロン、手話サロン、あったかサロンなどの開催など、社会福祉事業にも活用しています。

現在、市全体の高齢化の進行や近隣市町村に営業を目的とした入浴施設の開設等により、以前に比べ利用者が若干減少傾向にはありますが、入館者からはお湯がいいと大変喜ばれ、遠方からも入浴に訪れている方もあります。

センターでは、皆さんに少しでも楽しんでいただこうと、ステージイベントや季節に合わせた行事をボランティア等の協力による開催や、広報等を通じての宣伝活動など、より入館者を増やすための取り組みをしているところです。

また、センターは災害時には福祉避難所に指定されており、社会福祉協議会の事務局もあることから、災害時ボランティアセンター設置訓練など、もしもの時に備えての取り組みについて求められています。

今後も、入館者の要望に沿ったイベントなども行いながらより多くの入館者を集めるとともに、福祉団体等の活動拠点として有効利用とともに、皆さんのご協力をいただきながら、災害時訓練などをしていくことが大事です。

ふくしバスについては、月・水・金曜日に、市内5コースをバス2台で巡回し、公 共施設にも停車するようにしていますが、コースによっては、乗車人数が少ないとこ ろもあり、今後、より利用しやすい運行方法について検討していく必要があります。

○ 事業趣旨

より多くの人に親しんでいただくため、季節の行事やイベントなども取り入れながら、居心地のよい環境作りに取り組み、利用者数の増加を促していく。また、社会参加の場や福祉活動の拠点として活用するとともに、もしもの時のために、福祉避難所としての機能の点検や災害時ボランティアセンター設置訓練等を行う。

ふくしバスについては、公共施設への交通機関の利用も含めて、より利用しやすい 運行方法について検討し、広報等において周知しながら利用者を増やす。

社会福祉センターの運営・管理	市から指定管理を受け、センターの目的に沿った 運営・管理に取り組む。
避難訓練の実施	消防計画に沿って、年2回社会福祉センターの火 災等を想定した避難訓練を実施する。
福祉避難所としての機能点検並び に災害時ボランティアセンター設 置訓練の実施	大規模災害等の発生時に、福祉避難所としての機能を最大限に発揮するための取り組みとして、「災害時対応の手引き」に基づき、機能の点検や災害時ボランティアセンター設置訓練等を行う。

(11) 役職員の資質向上

〇 現状と課題

高齢社会の到来と高年齢化、家族機能の変化、多様な価値観など、目まぐるしい社会の変容により、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。そして対応する一つの取り組みとして、包括的な地域ケアシステムに見られるように今まで補完的な役割としていたボランティア活動や地域住民の主体的な活動が制度として取り込まれ、身近な地域での福祉の取り組みは、ますます重要視されています。

このような状況において、地域福祉を推進することを目的とする団体として設立されている社会福祉協議会は、その専門性も含めて大きな期待が寄せられ、役員・職員が幅広い知識を持ち、見識を深め対応することが求められています。

現在、役職員の研修会の開催や県等が開催する研修会に参加し、災害時の対応や地域福祉の進め方、生活困窮への対応など研鑽を積んでいます。

今後も、住民の福祉ニーズに応えていくためには、役職員の資質の向上を図り、幅 広い対応力を身に着けていく事が必要であり、そのための研修が必要です。

○ 事業趣旨

役員研修を開催し、それを事業に生かしていくことで、福祉のまち作りを進める。 また、県等の研修会への参加や、自主研修の開催により、役職員のスキルアップに努 める。

○ 事業

役員研修の開催	先進地視察を行い、今後の事業に生かしていく。
県等の研修会への参加	役職員が県等の研修会に参加し、質の向上を図る。
職員研修の開催	定例的な職員研修を開催し、職員の質の向上に努めるとともに、現状に応じた事業展開に向けて協議していく。

(12) その他

○ 事務局の受託

遺族会の事務局の受託	戦没者遺族会の事務局を受託し、活動支援を行う。
老人クラブ連合会の事務局支援	市老人クラブからの依頼により、事務局の支援を 行う
共同募金運動の支援	福岡県共同募金会宮若市支会の事務局を受託し、 募金運動を支援する。